

2006年5月11日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について(答申)

2006年5月2日付けで諮問(第192号)された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は、3審議会の判断理由(1)に述べる理由により認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由は、3審議会の判断理由(3)に述べる理由により認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人への通知を省略することの合理的理由並びに目的外に利用する必要性及び目的

外に利用することに伴う本人への通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成7年1月に起きた阪神淡路大震災において、建築物の倒壊等により多数の人的被害が生じたことに鑑み、建築物の耐震性の向上を図るため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

本市においてもこの法律に基づき、既存木造住宅の倒壊等の被害を防止し、災害に強いまちづくりの推進を図るため、平成8年より既存木造住宅の耐震診断に要する費用について助成を行い、これまでに555棟の助成を行ってきた。

一方阪神淡路大震災の死者のうち、地震による直接的な死者の9割が建築物の倒壊等によるものと言われていること、最近の中越地震や福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、さらに東海、東南海・南海地震の発生の切迫性が指摘されていることから、中央防災会議では建築物の耐震化緊急対策方針において、10年後に死者数や経済被害額を被害想定から半減させるという目標を立て、最優先的に取り組むべきものとして位置づけられたことから、住宅・建築物の耐震化を促進するため耐震改修促進法の改正がなされ、本年1月26日施行された。

主な内容としては、①耐震化を推進するために地方公共団体は耐震改修促進計画を作成すること、②建築物に対する指導等の強化、③支援措置の拡充等が設けられた。その効果として地震による死者や経済被害の減少、緊急輸送路や避難路の確保、仮設住宅やがれきの減少、早期の復旧復興に寄与するものとしている。

そこで本市としては耐震改修促進計画を平成19年度に策定していきたいと考えている。

本市が策定する耐震改修基本計画の主な内容としては、

- ・対象建築物の調査、現状把握による耐震改修の目標設定
- ・すべての対象建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修についての必要な指導及び助言に関すること
- ・緊急輸送路の決定及び沿道沿いの対象建築物の耐震化推進
- ・耐震診断、耐震改修に係る助成制度の整備及び普及

等を計画に定めることが考えられ、この策定にあたり特定の個人情報が必要となるものである。

(2) 本人以外のものから個人情報を収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

耐震診断、耐震改修の対象となる建築物は、建築基準法の構造規定が改正さ

れた昭和56年5月31日以前に建築されたものである。耐震改修促進法に基づいて個々の建築物の耐震化を図るためには、建築物の所有者に法律の趣旨を理解していただき、協力をお願いするほかない。

また耐震改修促進計画を立てるのに、何処にどのような対象建築物があるのか把握する必要がある。市内にある建築物総数の中から対象建築物やその所有者等を特定することは膨大な事務量と時間がかかってしまうため、本人以外のものから対象建築物やその所有者等の情報を収集する必要があるものである。

・収集する個人情報

平成18年1月1日現在市内に存する、昭和56年5月31日以前に建築された建築物、建築年月日、構造・用途・床面積、所在地番及び建物所有者等の住所、氏名

(3) 目的外利用の依頼先及び引き渡しの方法

- ・依頼先 資産税課
- ・引き渡し方法 紙ベース

(4) 本人以外のものから収集すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について

この業務の目的は、大規模地震に対して耐震性能の低い昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震性能を向上させ耐震化を図っていくことにより、地震の被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを行っていくものである。対象建築物が約5万棟あり費用負担及び事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び本人に通知しないことが不利益となるものではないことから、本人通知の省略を行うものである。

なお自己情報のコントロール権を保障する必要から、事前に広報等で耐震改修促進計画のため、本人以外からの所有者等の個人情報の収集とその内容及び目的外に利用することについて、事前に周知を図りたいと考えている。

(5) 実施時期

平成18年7月10日（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

耐震改修促進計画を立てるのに、何処にどのような対象建築物があるのか把握する必要があるが、市内にある建築物総数の中から対象建築物やその所有者等を特定することは膨大な事務量と時間がかかってしまうため、本人以外のものから対象建築物やその所有者等の情報を収集する必要性があると認められる。

ただし、個人情報取扱事務届出書については、どのような内容の個人情報を取り扱うかがわかるようにする必要があるので、かかる明確性が確保されることを条件とする。

(2) 目的外に利用する必要性について

耐震改修促進計画を立てるのに、何処にどのような対象建築物があるのか把握する必要があるが、市内にある建築物総数の中から対象建築物やその所有者等を特定することは膨大な事務量と時間がかかってしまうため、資産税課の固定資産課税台帳から対象建築物やその所有者等の情報を目的外利用する必要性があると認められる。

(3) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人への通知の省略について

この業務の目的は、大規模地震に対して耐震性能の低い昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震性能を向上させ耐震化を図っていくことにより、地震の被害を最小限に食い止め、災害に強いまちづくりを行っていくものである。この点、対象建築物が約5万棟あり費用負担及び事務量が過分となることから、本人通知を省略する合理性はある。また、本人に通知しないことが不利益となるものでもない。

なお自己情報のコントロール権を保障する必要から、耐震改修促進計画のため、所有者等の個人情報を本人以外から収集すること、その内容及び目的外に利用することについて、事前に広報等で周知を図ることに加え、事後に市からコンタクトをとる場合には、その機会に本人に通知をすることを条件とし、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

以 上